

【令和8年4月1日より】牛久市スポーツ推進事業バス運行内規 改定の要点

1. 使用者の範囲（第2条）

従来の団体に加え、学校部活動の地域移行に伴う団体が新たに対象となります。

- 追加：うしく地域クラブとして認証を受けた団体
- その他、市スポーツ協会本部・支部、スポーツ少年団本部・単位団など

2. 運行基準と回数の変更（第5条）

利用可能回数が緩和される一方、利用できるバスの種類が限定されます。

- 利用回数：原則「年度内1回」から「年度内2回」へ増加
 - 男女別チームがある場合は、それぞれ2回まで利用可能
 - 地区のスポーツ大会予選を経て出場する県大会以上の出場等の場合、この回数制限に含まない
- 利用条件：「市バスの利用のみ」となります
 - 空き状況により配車できない場合があり、利用が保証されるものではありません
- 宿泊運行：原則不可。ただし、地区のスポーツ大会予選を経て出場する県大会以上の出場等で教育長が認めた場合に限り、1日目の車両費は市負担、2日目以降は団体負担となります

3. 費用負担の明確化（第6条）

団体側で負担すべき費用項目が整理されました。以下の費用は**団体負担**となります。

- 高速道路利用料金、有料駐車場料金、燃料代金
- 宿泊を伴う際の宿泊費、その他バス運行に必要な実費

4. 申請手続きの簡素化・変更（第7条・第8条）

「仮許可」制度が廃止され、申請フローが一本化されます。

- 申請期限：使用予定日の1か月前まで（従来は14日前）
 - ただし、予選通過による県大会出場等の場合は、決定次第速やかに申請
- 提出書類：申請時に以下の書類を併せて提出します。
 1. 乗車名簿
 2. 行程表
 3. 保険証券の写し（集合から解散まで対応するもの）
 4. 大会要項・予選結果（大会時）
 5. 研修内容がわかる書類（研修時）
- 許可：内容審査後、適当と認められた場合に「使用許可書」が交付されます

5. その他の遵守事項

- 乗車人員：定員の1/2以上で利用すること
- 変更・中止：使用日、人員、行程に変更が生じた場合は、速やかに「使用変更報告書」を提出すること
- 事故報告：緊急事態発生時は、直ちに教育長へ報告すること
- 実施報告：使用后7日以内に「使用実施報告書」を提出すること